

# 琵琶湖総合開発事業の実施に必要な 資金の融通に関する覚書

琵琶湖総合開発特別措置法第11条第4項に係る資金の融通について、左記事項を確認する。

## 記

- 1 融資の総額は、50億円を予定する。
- 2 融資の対象事業及び条件等については、別途当事者間において、協議して定めるものとする。
- 3 前記の協議に際しては、国は、積極的に指導・調整を行うものとする。

昭和47年5月16日

近畿圏整備本部次長 朝 日 邦 夫 印

自治省 財政局長 鎌 田 要 人 印

滋 賀 県 知 事 野 崎 欣 一 郎 印

大 阪 府 知 事 黒 田 了 一 印

兵 庫 県 知 事 坂 井 時 忠 印